

小林市健幸のまちづくり拠点施設 整備事業

募集要項

令和5年7月

小 林 市

目 次

I	事業概要	1
1	事業名称	1
2	事業主体	1
3	本事業の背景・目的	1
4	事業の内容	1
II	参加者に関する条件	3
1	参加者の構成員	3
2	参加者の備えるべき参加資格要件	4
III	事業者の募集及び選定に関する事項	9
1	募集及び選定の方法	9
2	募集及び選定スケジュール	9
IV	応募に関する事項	10
1	募集及び選定等の手続き	10
2	参加に当たっての留意事項	12
3	予定価格	13
V	選定事業者の決定	14
1	選定事業者の決定	14
2	審査結果の通知	14
3	審査結果公表	14
4	優秀提案者の地位	14
VI	提案に関する条件	15
1	整備概要	15
2	事業者が行う業務	15
3	業務の委託	16
4	事業者の収入	16
5	事業の実施状況のモニタリング	16
6	モニタリング結果に対する措置	16
7	保険	16
8	本市と事業者の責任分担	16
VII	契約に関する事項	17
1	契約手続き	17
2	契約の概要	17
3	契約金額	17
4	契約の保証	17
VIII	提出書類	18
1	募集要項等に関する質問書	18
2	参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類	18
3	参加辞退及び構成員等変更に関する提出書類	18
4	提案審査に関する提出書類	19
IX	その他	20
1	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	20
2	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	20
3	疑義対応・紛争処理	21
4	情報公開及び情報提供	21
5	問合せ先	21
別紙 1	リスク分担表	22

I 事業概要

1 事業名称

小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業

2 事業主体

小林市（以下「本市」という。）

3 本事業の背景・目的

本市では、令和2年3月に「健幸のまちづくり基本方針」を策定し、市民の誰もがいつでも気軽に訪れ、健康づくりを行うことができる拠点として、小林総合運動公園や小林市市民体育館をはじめとする地域の体育館、公民館、公園等の適切な維持管理と効率的な整備、有効活用を進めていくこととしている。

一方で、本市の中心的な体育施設である小林市市民体育館は老朽化が進行しており、小林総合運動公園は、有事の際の救援活動拠点に位置付けられているものの現状では園内に屋内避難所となる施設が設置されておらず、これらの解決が課題となっている。また、市の公共施設マネジメントとして、財政規模の縮小化等を考慮した施設の複合化や集約化なども求められている。

そのような背景を踏まえ、本市では、令和4年3月に「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備基本計画」を策定し、小林総合運動公園内に体育館機能・健康づくり機能・子育て支援機能・避難所機能を備えた複合型の総合体育施設『小林市健幸のまちづくり拠点施設』（以下「新施設」という。）を建設することとした。また、令和5年3月には「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業に係る基本設計」を策定した。

小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業（以下「本事業」という。）は、以上の検討経緯を踏まえ、新施設の実施設設計及び施工を行うものである。

本事業は、令和5年度に国土交通省の「社会課題対応型都市公園機能向上促進事業」の採択を受けた事業である。今後、その整備内容については国のフォローアップ実施や整備後の知見を事例として活用・横展開されることとなる。採択を受けた取組テーマは「ストック効果の向上」と「DXの活用」である。

4 事業の内容

(1) 事業実施場所

- ・事業用地：小林市南西方 2085 番地 ほか
- ・敷地面積：39,062 m²

※新施設の基本理念及び整備コンセプト、整備施設の概要等は、「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業要求水準書」（以下「要求水準書」という。）を参照のこと。

(2) 発注方式

本事業における発注方式は、民間事業者の有する様々なノウハウの活用や創意工夫により、公共施設としての品質を確保し、コスト削減や工期短縮を図ることを目的として、実施設計と施工を一括して発注する設計施工一括発注方式（DB方式（Design：設計、Build：建設））を採用する。

本事業は、新施設の設計に係る業務（以下「新施設の設計に関する業務」という。）、新施設

の本体及び外構の一部施工等に係る業務（以下「新施設の施工に関する業務」という。）、新施設の施工の工事監理に係る業務（以下「新施設の工事監理に関する業務」という。）の3つの業務から構成される。

（3）契約形態

本市は、本事業を実施する者として選定した事業者（以下「選定事業者」という。）に、新施設の設計に関する業務、新施設の施工に関する業務及び新施設の工事監理に関する業務を一体の事業として発注するため、選定事業者と本事業に契約内容や提案内容を確認後に仮契約を締結し、その後、議会の議決を経て本契約を締結する。

（4）事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和8年2月27日までとする。

（5）事業の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおりとする。

- ① 新施設の設計に関する業務
 - （ア）実施設計業務【外構工事含む】
 - （イ）その他関連業務（各種手続き等）
- ② 新施設の施工に関する業務
 - （ア）新施設の施工業務【建築主体及び付帯工事】
 - （イ）その他関連業務
- ③ 新施設の工事監理に関する業務【建築主体及び付帯工事】
 - （ア）工事監理業務

（6）遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するに当たり関係法令等（法律、政令、省令、基準等）及び本市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

遵守すべき法制度等の詳細については、要求水準書を参照のこと。

（7）事業スケジュール

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

内容	時期
仮契約の締結	令和5年11月頃
契約に係る議会の議決（本契約の締結）	令和5年12月頃
設計期間	令和5年12月～令和6年9月
建設期間	令和6年10月～令和8年2月13日
本事業の終了	令和8年2月27日
供用開始日	令和8年4月以降

※解体撤去工事、造成工事、樹木等移設、仮囲い等については、建築基準法第6条第4項の規定に基づく確認済証の交付を受けないで着工できるものとする。

II 参加者に関する条件

1 参加者の構成員

(1) 参加者の構成と定義

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、参加者の備えるべき参加資格要件の全てを満たす共同企業体とする。参加者を構成する企業は、以下「構成員」という。

参加者は、参加資格審査書類の提出時に、各業務を担う構成員の企業名及びそれらが関わる業務について明らかにするものとする。

(2) 参加者の構成等

① 参加者の構成は、以下のとおりとする。

ア 参加者は、新施設の施工に関する業務を行う企業3者で構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）と、新施設の設計に関する業務及び新施設の工事監理に関する業務を行う企業2者で構成する設計・工事監理共同企業体（以下「設計監理企業体」という。）により構成する、小林市健幸のまちづくり拠点施設整備共同企業体（以下「拠点整備企業体」という。）とする。

イ 特定企業体の構成は、以下のとおりとする。

構成員	内容
代表構成員	新施設の施工に関する業務を行う企業であり、特定企業体の中で、出資比率が、建設工事費に対して50%以内で、かつ最大の出資比率の者。
構成員A	新施設の施工に関する業務を行う企業であり、特定企業体の中で、出資比率が、建設工事費に対して30%以上で、特定企業体の中で2番目の出資比率の者。
構成員B	新施設の施工に関する業務を行う企業であり、特定企業体の中で、出資比率が、建設工事費に対して20%以上で、特定企業体の中で3番目の出資比率の者。

ウ 設計監理企業体の構成は、以下のとおりとする。

構成員	内容
構成員C	新施設の設計に関する業務及び新施設の工事監理に関する業務を行う企業であり、設計監理企業体の中で、出資比率が、実施設計及び工事監理に係る委託業務費に対して80%以内で、かつ最大の出資比率の者。
構成員D	新施設の設計に関する業務及び新施設の工事監理に関する業務を行う企業であり、設計監理企業体の中で、出資比率が、実施設計及び工事監理に係る委託業務費に対して20%以上の者。

小林市健幸のまちづくり拠点施設整備共同企業体



- ② 新施設の施工に関する業務と新施設の工事監理に関する業務の各業務に当たる者の間に資本面又は人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ施工に関する業務と工事監理に関する業務を担当することはできない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

- ③ 参加者の構成員が、他の参加者の構成員として本プロポーザルに参加することはできないものとする。また、参加者の構成員のいずれかと資本面又は人事面において関連のある者が、他の参加者の構成員になることはできないものとする。

- ④本プロポーザルへの参加手続き及び本市との対応窓口は、代表構成員が行うこと。

（3）参加者の変更及び追加

参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、2（3）の場合など本市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 参加者の備えるべき参加資格要件

参加者の構成員は、以下の（1）及び（2）で規定する参加資格要件を、参加資格審査書類等の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならないが、当該要件を満たしていない者の参加は認めないものとする。

また、参加資格審査書類等に事実と異なる記載をした場合は、当該参加者は失格とし、その旨を代表構成員に通知する。

なお、選定委員会の委員に、本事業の選定に関連して接触を試みた者については、事業への一切の参加資格を失うものとする。

（1）共通の参加資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく小林市の入札参加の制限を受けていない者であること。
- ② 公告日から選定事業者決定までの間に、小林市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱による指名停止を受けている者でないこと。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められないこと。
- ④ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税、市税等の滞納がないこと。
- ⑤ 本事業についてデザインビルド事業者選定アドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面又は人事面において密接な関連がある者でないこと。
 - ・ 日本工営都市空間株式会社
 - ・ 林総合法律事務所
- ⑥ 小林市暴力団排除条例（平成23年条例第25号）に基づく措置要件のいずれかに該当する者でないこと。
- ⑦ 選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者では

ないこと。

(2) 個別の参加資格要件

参加者の構成員のうち以下の業務に当たる者は、それぞれに掲げる各要件を満たすこと。

① 代表構成員

ア 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 令和5・6年度小林市競争入札参加資格者名簿（建築一式工事）に登載されている者であること。

ウ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値（P点）が1,200点以上ある者であること。

エ 元請（JVの場合は代表構成員）として、国又は地方公共団体、これらに準ずる団体が発注した建築一式工事で、延床面積6,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が6,000㎡以上のものに限る）が平成24年4月1日以降に完了した実績を有する者であること。

② 構成員A

ア 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 令和5・6年度小林市競争入札参加資格者名簿（建築一式工事）に登載されている者であること。

ウ 宮崎県内に本社を有する者であること。

エ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評定値（P点）が800点以上ある者であること。

③ 構成員B

ア 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

イ 令和5・6年度小林市競争入札参加資格者名簿（建設工事）に建築一式が登載されている者で、A等級に格付けされている者であること。

④ 構成員C

ア 令和5・6年度小林市競争入札参加資格者名簿（建築設計）に登載されている者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしている者であること。

ウ 元請（JVの場合は代表構成員）として、国又は地方公共団体、これらに準ずる団体が発注した基本設計又は実施設計業務で、延床面積6,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が6,000㎡以上のものに限る）が平成24年4月1日以降に完了した実績を有する者であること。

⑤ 構成員D

ア 令和5・6年度小林市競争入札参加資格者名簿（建築設計）に登載されている者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしてい

る者であること。

ウ 宮崎県内に本社を有する者であること。

(3) 参加資格要件の喪失

参加者の構成員が、参加資格確認基準日から選定事業者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類の受付締切日の前日までに参加資格を喪失

ア 参加資格を喪失しなかった構成員のみで本募集要項に定める参加資格要件を満たしており、構成員等変更承認申請書を本市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに本市が変更を認めた場合

イ 参加資格を喪失した構成員と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成員を加えた上で、構成員等変更承認申請書を本市に提出し、提案審査書類の受付締切日までに本市が変更を認めた場合

② 提案審査書類の受付締切日から選定事業者決定日までに参加資格を喪失

ア 参加資格を喪失しなかった構成員のみで本募集要項に定める参加資格要件を満たしており、構成員等変更承認申請書を本市に提出し、選定事業者決定日までに本市が変更を認めた場合（ただし、代表構成員が参加資格を喪失した場合を除く。）

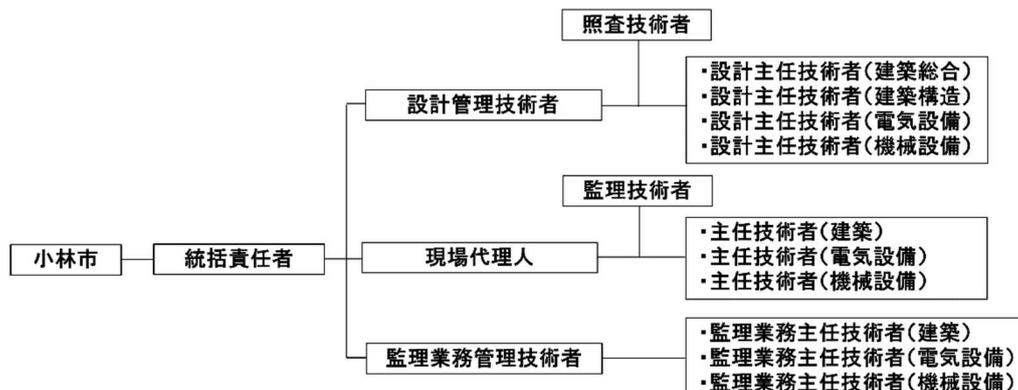
イ 参加資格を喪失した構成員と同等の能力・実績を有し、参加資格要件を満たす新たな構成員を加えた上で、構成員等変更承認申請書を本市に提出し、選定事業者決定日までに本市が変更を認めた場合（ただし、代表構成員が参加資格を喪失した場合を除く。）

また、募集要項の公告から選定事業者決定までの間に、参加者の構成員に次の行為があったときは、当該参加者の参加資格を取り消すものとする。

- 小林市建設工事等に係る入札参加資格停止の措置に関する要綱による指名停止を受けること。
- 審査選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- 応募提案に虚偽の記載を行うこと。
- その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 実施体制

各業務の実施体制と兼任の条件は、以下のとおりとする。



- ・統括責任者と現場代理人及び監理技術者の兼任は、認めるものとする。ただし、一級建築士、又は一級建築施工管理技士資格を有すること。
- ・設計管理技術者と設計主任技術者（建築総合）の兼任は、認めるものとする。
- ・監理技術者と主任技術者（建築）の兼任は、認めるものとする。
- ・各配置予定技術者等については、次の①～⑥の資格を有することとする。また、参加者となる企業と参加資格審査書類の提出日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。ただし、(5)に示す再委託をする場合は、前記の雇用関係の有無に関わらず、次の②イ～オの資格を有する者に限る。

① 統括責任者

ア 一級建築士、又は一級建築施工管理技士資格を有すること。

② 設計管理技術者及び各設計主任技術者

ア 設計管理技術者及び設計主任技術者（建築総合）は、一級建築士資格を有すること。

イ 設計主任技術者（建築構造）は、構造設計一級建築士、又は一級建築士資格を有すること。

ウ 設計主任技術者（電気設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

エ 設計主任技術者（機械設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

オ 設計主任技術者（電気設備）及び設計主任技術者（機械設備）のいずれかは、設備設計一級建築士資格を有すること。

カ 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に該当しない者であること。

③ 現場代理人

ア 小林市工事請負契約約款第10条の規定に定める者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に該当しない者であること。

④ 監理技術者

ア 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習終了証を有するものであること。

イ 一級建築士、又は一級建築施工管理技士資格を有すること。

ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に該当しない者であること。

⑤ 施工主任担当者

ア 主任技術者（建築）は、一級建築施工管理技士資格を有すること。

イ 主任技術者（電気設備）は、一級電気工事施工管理技士資格を有すること。

ウ 主任技術者（機械設備）は、一級管工事施工管理技士資格を有すること。

⑥ 監理業務管理技術者及び各監理業務主任技術者

ア 監理業務管理技術者及び監理業務主任技術者（建築）は、一級建築士資格を有すること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 監理業務主任技術者（電気設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。

- エ 監理業務主任技術者（機械設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
- オ 監理業務主任技術者（電気設備）及び監理業務主任技術者（機械設備）のいずれかは、設備設計一級建築士資格を有すること。

（５）再委託

参加者は、設計管理技術者及び設計主任技術者（建築総合）が行わなければならない業務を除く設計業務について、本市の承諾を得て再委託することができる。ただし、この再委託先は、「（１）共通の参加資格要件」に掲げる要件を全て満たす者とする。

またこの再委託先は本プロポーザルの他の構成員との重複は認めないこととする。

Ⅲ 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

本事業の募集及び選定は、競争性及び公平性に配慮した上で、提案内容及び提案価格を総合的に評価して選定事業者を決定する、公募型プロポーザルにより選定するものとする。

また、事業者の地域精通性、地元企業の活用や資材調達及び地元雇用など地域への貢献度についても評価の対象とする。

本プロポーザルは、参加者が1者の場合でも実施する。

2 募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュールは、概ね以下のとおりとする。

時期	内容
令和5年7月14日	公告及び募集要項等の公表
令和5年7月18日～7月27日	募集要項等に関する質問の受付期間（第1回）
令和5年8月29日	参加資格審査書類等の受付締切（参加資格確認基準日）
令和5年9月5日	参加資格審査結果の通知
令和5年8月30日～9月11日	募集要項等に関する質問の受付期間（第2回）
令和5年10月26日	提案審査書類等の受付締切
令和5年11月上旬	提案審査書類に関するヒアリング 選定事業者の決定・公表
令和5年11月頃	仮契約締結
令和5年12月頃	契約に係る議会の議決（本契約の締結）

IV 応募に関する事項

1 募集及び選定等の手続き

事業者の募集及び選定等の手続きを以下のとおり行う。

(1) 募集要項等に関する質問の受付（第1回）

第1回の募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和5年7月18日から令和5年7月27日17時まで
- ② 提出方法：募集要項等に関する質問を（様式集：様式1-1）に記入の上、電子メールに添付して提出すること。電子メールの件名は「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業の募集要項等に対する質問（第1回）」とすること。なお、受付期間外の質問については回答せず、また、個別に回答は行わない。
- ③ その他：申込先アドレスは、IXその他 5問合せ先を参照すること。なお、電子メール送信後は受信確認を必ず行うこと。

(2) 募集要項等に関する質問の回答（第1回）

第1回の募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和5年8月4日を回答期限とし、本市のホームページに随時掲載し、公表する。

なお、本市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、提出者に直接問い合わせを行うことがある。

(3) 参加資格審査書類等の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加資格審査書類等（様式集：様式第1号（第11条関係）、様式2-1～2-11）を提出しなければならない。提出方法は以下のとおりとする。

- ① 受付期間：令和5年7月14日から令和5年8月29日17時まで（必着）
- ② 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、休日祝日を除く日に到着するようにすること。）により提出すること。ただし、持参する場合は事前にIXその他 5問合せ先に連絡し、本市が指定する時間に持参すること。
- ③ その他：提出先は、IXその他 5問合せ先を参照すること。

(4) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査書類の審査結果は、令和5年9月5日までに代表構成員に対して通知する。通知の方法は、代表構成員のメール及び文書にて通知する。

(5) 参加資格がないと認められた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面（任意様式）により本市に説明を求めることができる。

- ① 受付期限：令和5年9月12日17時まで（必着）
- ② 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便とし、休日祝日を除く日に到着するようにすること。）により提出すること。
- ③ その他：提出先は、IXその他 5問合せ先を参照すること。

(6) 参加資格がないと認めた理由の回答

本市は、上記(5)に係る回答を令和5年9月19日までに代表構成員に対して行う。通知の方法は、代表構成員のメール及び文書にて通知する。

(7) 募集要項等に関する質問の受付(第2回)

第2回の募集要項等に関する質問を次のとおり受け付ける。

- ① 受付期間：令和5年8月30日から令和5年9月11日17時まで
- ② 提出方法：募集要項等に関する質問を(様式集：様式1-2)に記入の上、電子メールに添付して提出すること。電子メールの件名は「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業の募集要項等に対する質問(第2回)」とすること。なお、受付期間外の質問については回答せず、また、個別に回答は行わない。質問は、代表構成員が行うこと。
- ③ その他：申込先アドレスはIXその他 5問合せ先を参照すること。なお、電子メール送信後は受信確認を必ず行うこと。

(8) 募集要項等に関する質問の回答(第2回)

第2回の募集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和5年9月20日を回答期限とし、本市のホームページに随時掲載し、公表する。

なお、本市は、提出のあった質問のうち必要と判断した場合には、提出者に直接問い合わせを行うことがある。

(9) 参加を辞退する場合

参加資格が認められた参加者が、本事業の募集への参加を辞退する場合は、提案審査書類の受付締切までに参加辞退届(様式集：様式3-1)を提出すること。提出先は、IXその他 5問合せ先を参照すること。

(10) 提案審査書類の受付

参加者は、提案審査書類(様式集：様式4-1~7-13)を以下のとおり提出しなければならない。なお、提案審査書類の受付締切までに提出されなかった場合は、募集に参加できない。

- ① 受付期間：令和5年9月21日から令和5年10月26日17時まで(必着)
- ② 提出方法：持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便とし、休日祝日を除く日に到着するようにすること。)により提出すること。ただし、持参する場合は事前にIXその他 5問合せ先に連絡し、本市が指定する時間に持参すること。
- ③ 作成要領：様式集を参照すること。
- ④ 提出部数：様式集を参照すること。
- ⑤ その他：提出先は、IXその他 5問合せ先を参照すること。

(11) ヒアリング等

本市は、参加者に対し、令和5年11月上旬に提案審査書類の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、本市から代表構成員に対して通知する。

(12) 現地見学について

本プロポーザルの実施に当たり、現地見学会は開催しないが、現地見学を希望する者について

は、市に事前に申し出た上で現地見学を行うことは認める。

申し出先は、IXその他 5 問合せ先を参照すること。

2 参加に当たっての留意事項

(1) 募集要項等の承諾

参加者は提案審査書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

参加に伴う費用は、すべて参加者の負担とする。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(4) 著作権

提案審査書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、本市は、事前に参加者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった参加者の提案については、本市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うこととする。

(6) 提案審査書類の取扱い

提出された提案審査書類については、変更できないものとする。

(7) 本市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 募集・審査の中止

天災地変等やむを得ない理由により、ヒアリングの実施ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、参加者の不正不穏行動等により審査を公正に執行できないと認められるときには、審査の実施を延期し、又は取りやめることがある。

(9) 提案審査書類の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する参加者の提案審査書類は、無効とする。なお、選定事業者の決定後において、当該の選定事業者が以下のいずれかに該当することが判明した場合には、選定事業者の決定を取り消す。

- ① 参加資格を有していない参加者のもの
- ② 提案審査書類が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 同一の参加者から2つ以上の提案審査書類が出されたもの
- ④ 提案審査書類に必要な記名押印のないもの
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 参加者が明らかに協定して応募し、その他の応募に際し不正の行為があったと認められるもの
- ⑦ その他、小林市建設工事等に係る入札参加資格停止に関する要綱の規定によるもの

(10) その他

募集要項等に定めるもののほか、募集に当たって必要な事項が生じた場合には、代表構成員に通知する。

3 予定価格

本事業の予定価格は、金4,575,725,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

V 選定事業者の決定

1 選定事業者の決定

(1) 審査の手順

- ① 審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。
- ② 参加資格審査は、参加者の参加資格について、本市が募集要項等に示す参加資格要件に基づき行う。
- ③ 提案審査は、参加資格審査を通過した者からの提案審査書類について、審査基準書に従い、本市が技術審査（一次審査）を行う。
- ④ 提案審査書類の内容に関するヒアリング等を受けて、「小林市健幸のまちづくり拠点施設整備事業デザインビルド委託事業者プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が技術審査（二次審査）を行い、最も評価点が高い提案をした者を最優秀提案者として選定する。その次に評価点の高い提案をした者を優秀提案者として選定する。

(2) 選定事業者の決定

本市は、選定委員会の審査結果に基づき、最優秀提案者及び優秀提案者を決定する。本市は、決定された最優秀提案者を選定事業者とする。

(3) 審査の方法及び審査基準

具体的な審査の方法及び審査基準等は審査基準書に示す。

2 審査結果の通知

審査結果は、選定事業者の決定後、速やかに全ての代表構成員に対して通知する。

3 審査結果公表

審査結果及び客観的評価の結果については、本市ホームページにおいて公表する。なお、参加者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより参加者の正当な利益を害する情報については非公開とする。

4 優秀提案者の地位

優秀提案者は選定事業者が資格を喪失した場合、又は本市が選定事業者と契約を締結するに至らなかった場合は、優秀提案者が選定事業者の地位を取得するものとする。

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は、以下のとおりである。参加者は、これらの条件を踏まえて、提案審査書類を作成するものとする。なお、参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 整備概要

本事業において、設計及び施工する整備内容の詳細については要求水準書に示す。

本事業	小林市健幸のまちづくり拠点施設整備 (業務内容) ・実施設計業務 ・施工業務 ・監理業務	構造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
		規模	地上2階建て、耐火建築物
		建築面積	約5,374 m ²
		延床面積	総延床面積 約6,170 m ² ※総延床面積±5%までの面積増減は許容する。
		耐震安全性の分類	構造体：Ⅱ類 建築非構造部材：A類 建築設備：乙類
	構成機能	体育館機能 (アリーナ、器具庫、下足室・履替、事務所兼警備員室、事務室、大会役員室、放送室、更衣室、トイレ、検査室、機械室、観覧席、ランニングコース)	
		健康づくり・子育て支援機能 (多目的室、器具庫(多目的室)、事務室、相談室、診察室、子育て支援センター、クッキングスタジオ、トイレ、会議室(選手控室兼)倉庫、赤ちゃんルーム等)	
		共用部 (玄関、ホワイエ、交流スペース、屋内遊び場、飲食スペース、自販機コーナー等)	
	外構 (業務内容) ・実施設計業務	駐車場	一般駐車場：242台(思いやり駐車場8台含む)
			臨時バス駐車場：9台
公用車駐車場：8台			
職員駐車場：44台			
駐輪数	20台		
	クロスカントリーコース		

※ 本市は、駐車スペースの確保を目的として、上記の表の駐車場スペースに加えて、敷地を拡張して約290台分の駐車場スペースを追加整備することを予定しており、本事業の外構の実実施設計業務には、この拡張する駐車スペースの測量設計も含むものとする。なお、拡張する敷地部分の位置や範囲については契約締結後に提示する。

2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、要求水準書に示すとおりとする。

3 業務の委託

事業者は、業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市の承諾を受けること。業務を委託又は請け負わせる場合は、本市内に本店又は支店・支社を有する者の中から選定するよう努めること。

なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果の如何にかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

4 事業者の収入

本市は、本事業に係る対価を共同企業体に支払う。具体的な支払方法、支払時期については、契約書に定める。

5 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する新施設の設計に関する業務及び新施設の施工に関する業務並びに新施設の工事監理に関する業務についてモニタリングを行う。その方法及び内容等については、契約書において定めるものとする。

6 モニタリング結果に対する措置

本市は、モニタリングの結果、新施設の設計に関する業務及び新施設の施工に関する業務並びに新施設の工事監理に関する業務の水準が本市の要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービス及び対価の減額等の措置を行う。

7 保険

契約書において定める。

8 本市と事業者の責任分担

(1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方にに基づき、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。

したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市がその全て又は一部を負うこととする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と事業者とのリスク分担は、別紙1に示す。また、その内容は契約書においても準用するものとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

本市又は事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担するものとする。また、本市及び事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、契約書において定めるものとする。

Ⅶ 契約に関する事項

1 契約手続き

(1) 仮契約の締結

本市と選定事業者は、募集要項等及び提案審査書類に基づき仮契約を締結する。

(2) 契約の締結

本市と選定事業者は、仮契約書に基づいて事業実施の詳細条件を協議調整し、仮契約とする。この仮契約に基づく本契約の締結については、本事業に係る契約に関する議案が本市議会の議決を経た時点で本契約となる。仮契約書の様式については、別途示す。

2 契約の概要

契約書において、事業者が遂行すべき施設整備に関する金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、原則として当該参加者が提出した見積書の金額以内とする。

4 契約の保証

契約書において定める。

Ⅷ 提出書類

参加者が本市に提出する書類は、以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

1 募集要項等に関する質問書

書類名	様式番号
募集要項等に関する質問書（第1回）	1-1
募集要項等に関する質問書（第2回）	1-2

2 参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類

書類名	様式番号
参加表明書	様式第1号（第11条関係）
誓約書	2-1
共同体構成員表	2-2
委任状	2-3
参加表明書添付書類提出確認書	2-4
添付書類	—
代表構成員の参加資格要件に関する書類	2-5
添付書類	—
代表構成員の業務実績	2-6
添付書類	—
構成員Aの参加資格要件に関する書類	2-7
添付書類	—
構成員Bの参加資格要件に関する書類	2-8
添付書類	—
構成員Cの参加資格要件に関する書類	2-9
添付書類	—
構成員Cの業務実績	2-10
添付書類	—
構成員Dの参加資格要件に関する書類	2-11
添付書類	—

3 参加辞退及び構成員等変更に関する提出書類

書類名	様式番号
参加辞退届	3-1
構成員等変更承認申請書	3-2

4 提案審査に関する提出書類

書類名	様式番号
①提案書類提出書	
提案書類提出書	4-1
②提案価格に関する提出書類	
見積書	5-1
見積価格計算書	5-2
③提案書	
③-1 提案書（業務実績）	6-1
③-2 提案書（事業計画に関する提案）	6-2
③-3 提案書（設計に関する提案）	6-3
③-4 提案書（建設・工事監理に関する提案）	6-4
③-5 提案書（地域貢献に関する提案）	6-5
④図書集	
④-1 設計概要	7-1
④-2 全体配置図	7-2
④-3 外観パース	7-3
④-4 内観パース	7-4
④-5 各階平面図（各階・屋根伏図）	7-5
④-6 立面図	7-6
④-7 断面図	7-7
④-8 設備計画図	7-8
④-9 構造計画概要	7-9
④-10 主要外部仕上表	7-10
④-11 主要内部仕上表	7-11
④-12 工程計画図	7-12
④-13 工程表	7-13
⑤電子データ	-

IX その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

- (1) 業務を行うために必要な土地は、公有財産であり、本市は、これを無償で使用させる。
- (2) 本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- (3) 財政上及び金融上の提案については、参加者が自らのリスクで実行することとする。
- (4) 本市は、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、本市が行う交付金及び地方債に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続に関する基本的考え方

事業者において、本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、契約で定める事由ごとに、本市及び事業者等の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

(2) 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとする。

① 事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア 事業者の提供するサービスが契約に定める要求水準を満たしていない場合、その他契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、本市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、本市は、契約を解除することができる。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、契約を解除することができる。

ウ 上記ア、イのいずれの場合においても、本市は、契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

② 本市の責めに帰すべき事由の場合

ア 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、契約を解除することができるものとする。

イ 上記アの規定により事業者が契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

ア 不可抗力、その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、本市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。

イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前書面による通知を行うことにより、本市及び事業者は、契約を解除することができるものとする。

ウ 上記イの規定により契約が解除される場合、本市及び事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、契約書において示す。

④ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、契約に定める。

3 疑義対応・紛争処理

(1) 疑義対応

契約の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、契約に規定する具体的措置に従う。

(2) 紛争処理機関

契約に関する紛争については、宮崎地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

4 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、本市ホームページにおいて公表する。

5 問合せ先

場 所	小林市役所 経済建設部 建設課
住 所	〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地
電 話	(0984) 23-0311
F A X	(0984) 23-0766
E-mail	k_kensetu@city.kobayashi.lg.jp
小林市ホームページアドレス	https://www.city.kobayashi.lg.jp/

別紙 1 リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。本表は、契約書に準用するものとする。

表 1：官民リスク分担

○：主負担 △：従分担

区分	リスク項目	リスク内容	負担	
			本市	事業者
共通	応募資料等の誤り	応募資料等の誤りに関するリスク	○	
	契約締結リスク	本市の責に帰すべき事由により契約が結べないリスク	○	△※1
		事業者の責に帰すべき事由により契約が結べないリスク		○
	政策リスク	政治上の理由ないし政策変更により、事業内容が変更ないし中止となるリスク	○	
	法令等変更リスク (税制度変更含む)	本事業に直接関係する法令等の新設・変更起因するリスク	○	
		事業者の利益に課される税制度の新設・変更起因するリスク (法人税率の変更等)		○
		上記以外の税制度の新設・変更起因するリスク	○	
	許認可取得リスク	本市の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由により取得すべき許認可が取得できないことによるリスク		○
	住民対応リスク	新施設の整備に関する住民反対運動等に起因するリスク	○	
		事業者が行う業務に起因するリスク		○
	第三者賠償リスク	本市の責による事業期間中の事故に起因するリスク	○	
		事業者の責による事業期間中の事故に起因するリスク		○
	環境影響リスク	本市が行う業務に起因する周辺環境の悪化リスク	○	
事業者が行う業務に起因する周辺環境の悪化リスク			○	
不可抗力リスク	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動、新型の感染症の流行等、本市又は事業者のいずれの責にも期すことのできない自然的又は人為的現象に起因するリスク	○	△※2	
物価変動リスク	設計・建設期間中の物価変動リスク	○	△※3	

区分	リスク項目	リスク内容	負担	
			本市	事業者
共通	事業の中止 ・遅延リスク	本市の指示、議会の不承認、本市の債務不履行等、本市の責に帰すべき事由による事業の中止・遅延リスク	○	
		事業者の債務不履行、事業放棄、破綻等、事業者の責に帰すべき事由による事業の中止・遅延リスク		○
	要求水準未達リスク	事業者の責に帰すべき事由による要求水準変更リスク		○
	要求水準変更リスク	本市の責に帰すべき事由による要求水準変更リスク	○	
事業者の責に帰すべき事由による要求水準変更リスク			○	
設計・建設段階	測量・調査の誤り	本市が実施した測量・調査に起因するリスク	○	
		上記以外の測量・調査に起因するリスク		○
	用地の確保	計画用地の確保、計画用地の土壌汚染、計画用地中の障害物に起因するリスク	○	
	設計変更	本市の指示は又は本市の責に帰すべき事由による設計変更によるリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由による設計変更によるリスク		○
	工事費増大リスク	本市の責に帰すべき事由による工事費増大に伴うリスク	○	
		事業者の責に帰すべき事由による工事費増大に伴うリスク		○
工事監理リスク	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるリスク		○	
施設損傷リスク	事業者が、施設を本市に引き渡す前に生じた、施設や材料の破損に関するリスク		○	
事業終了	移管手続リスク	事業者の責に帰すべき事由による契約終了時の移管手続、業務引継及び事業者側の精算手続に要する費用の増大に関するリスク		○

※1：事業者は既に支出した金額を負担

※2：事業者は一定の範囲又は一定の額を負担

※3：一定の範囲内の物価変動は事業者負担